（破壊活動防止法の一部改正）

第二十八条　破壊活動防止法（昭和二十七年法律第二百四十号）の一部を次のように改正する。

第二十八条第一項中「及び証拠物」を「（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項において同じ。）を含む。）及び証拠物（電磁的記録であるものを含む。）」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該事件に関する書類又は証拠物の全部又は一部が電磁的記録であるときは、当該電磁的記録の閲覧は、その内容を表示したものを閲覧し、又はその内容を再生したものを視聴する方法によるものとする。

第二十八条第二項中「の求」を「の求め」に改める。

（民事訴訟法及び非訟事件手続法の一部改正）

第二十九条　次に掲げる法律の規定中「及び第五百十三条第六項から第八項まで」を「、第五百十一条の二及び第五百十三条第七項から第十項まで」に改める。

一　民事訴訟法第百八十九条第三項

二　非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）第百二十一条第三項

（総合法律支援法の一部改正）

第三十条　総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）の一部を次のように改正する。

第三十九条第二項第二号、第三十九条の二第二項第二号及び第三十九条の三第二項第二号中「裁判所」を「裁判所書記官」に、「、宿泊料及び」を「及び宿泊料並びに裁判所がその額を定めた」に改める。

（総合法律支援法の一部改正に伴う経過措置）

第三十一条　附則第十四条の規定は、施行前刑事事件又は施行前保護事件に係る総合法律支援法第三十九条第二項第二号、第三十九条の二第二項第二号又は第三十九条の三第二項第二号に定める旅費、日当及び宿泊料の額について準用する。

（刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律の一部改正）

第三十二条　刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）の一部を次のように改正する。

第百七十一条第四号中「が刑事施設に到達した」を「若しくは当該文書に記載すべき事項を記録した記録媒体が刑事施設に到達し、又は当該事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）が電気通信回線を通じて刑事施設の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルに記録された」に改める。

第二百八十六条中「刑事訴訟法」の下に「第六十一条第二項、」を加え、「第二百八十六条の二」を「第二百五条第二項、第二百八十六条の二」に、「並びに第四百八十一条第二項」を「、第四百八十一条第二項並びに第四百九十四条の六第二項」に改める。

（オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律の一部改正）

第三十三条　オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律（平成二十年法律第八十号）の一部を次のように改正する。

第八条第四項中「書類」の下に「（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を含む。）」を加える。

（特定秘密の保護に関する法律及び重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律の一部改正）

第三十四条　次に掲げる法律の規定中「同条第三項」を「同条第四項」に改める。

一　特定秘密の保護に関する法律（平成二十五年法律第百八号）第十条第一項第一号ロ

二　重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和六年法律第二十七号）第九条第一項第一号ロ

（刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の一部改正）

第三十五条　刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の一部を次のように改正する。

第四百五十八条第七項中「新刑事訴訟法」を「刑事訴訟法」に、「第四百八十四条」を「第四百八十四条第一項」に改める。

第四百九十一条第七項中「及び第九項から第十一項まで並びに第五百十四条」を「、第六項及び第十一項から第十三項まで並びに第五百十三条の二」に改め、同項の表刑事訴訟法の項中「第四百八十七条」を「第四百八十七条第一項」に改める。

（民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部改正）

第三十六条　民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部を次のように改正する。

第九十二条中少年法目次の改正規定を削り、同法第五条の三を削る改正規定を次のように改める。

第五条の三中「別表第三の一の項」を「別表第二の一の項」に改める。

第九十二条中少年法本則に一章を加える改正規定を削る。

第九十三条中犯罪被害者等保護法目次の改正規定を削り、犯罪被害者等保護法第四十七条の改正規定を次のように改める。

第四十七条第一項中「別表第三の一の項」を「別表第二の一の項」に改め、同条第三項中「並びに別表第一の一七の項及び一八の項（上欄⑷に係る部分に限る。）並びに別表第三の一の項から三の項」を「、別表第一の四五の項及び五一の項並びに別表第二の一の項から三の項」に改める。

第九十三条中犯罪被害者等保護法第四十八条の改正規定を次のように改める。

第四十八条第二項中「別表第一の一七の項」を「別表第一の四五の項」に改め、同条第三項中「第三条第二項及び別表第二の一の項」を「第三条第一項及び別表第一の一の項」に改め、同条第四項後段を削る。

第九十三条のうち犯罪被害者等保護法中第四十九条を第五十二条とし、第四十八条の次に三条を加える改正規定を削る。

（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律の一部改正）

第三十七条　学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和六年法律第六十九号）の一部を次のように改正する。

第三十四条第二項第一号中「第二条第二項」を「第二条第三項」に改める。

（財務省設置法の一部改正）

第三十八条　財務省設置法の一部を次のように改正する。

第二十七条第二項ただし書中「記録命令付差押え、捜索」を「捜索、同法第百二条の二第一項に規定する電磁的記録提供命令」に改め、同条第四項中「第二百四十一条及び」を「第二百四十一条第一項及び第三項並びに」に改め、「それぞれ」を削り、「読み替えるもの」を「、同法第五百十七条中「、国家公安委員会規則、厚生労働省令、農林水産省令、経済産業省令、国土交通省令、環境省令及び防衛省令」とあるのは「及び財務省令」に改める。

（政令への委任）

第三十九条　この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（電磁的記録提供命令等における留意事項）

第四十条　電磁的記録提供命令（第一条の規定による改正後の刑事訴訟法第百二条の二第一項に規定する電磁的記録提供命令をいう。）により電磁的記録を提供させ、又は電磁的記録に係る記録媒体を押収するに当たっては、デジタル社会において個人情報の保護がより重要となっていることに鑑み、できる限り被告事件又は被疑事件と関連性を有しない個人情報を取得することとならないよう、特に留意しなければならない。